



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年10月15日金曜日 第1601号

## ◇ 目 次 ◇

|                              |      |
|------------------------------|------|
| 新たに生じた土地の確認（松山市）.....        | 1035 |
| 町の区域の変更（ " ）.....            | 1035 |
| 新たに生じた土地の確認（松山市）.....        | 1035 |
| 町の区域の変更（ " ）.....            | 1035 |
| 新たに生じた土地の確認（松山市）.....        | 1035 |
| 町の区域の変更（ " ）.....            | 1036 |
| 新たに生じた土地の確認（松山市）.....        | 1036 |
| 町の区域の変更（ " ）.....            | 1036 |
| 新たに生じた土地の確認（双海町）.....        | 1036 |
| 字の区域の変更（ " ）.....            | 1036 |
| 村営土地改良事業の施行の同意.....          | 1036 |
| 町営土地改良事業の施行の同意.....          | 1036 |
| 農業災害補償法による知事が定める基準の一部改正..... | 1036 |
| 解除予定保安林にする旨の通知.....          | 1036 |
| 漁業免許の内容等の公示.....             | 1037 |
| 落札者等の告示.....                 | 1037 |
| 道路の区域変更（県道丹原小松線）.....        | 1037 |
| 道路の供用開始（ " ）.....            | 1038 |
| 道路の区域変更（県道六軒家石手線）.....       | 1038 |
| 道路の区域変更（県道長浜中村線）.....        | 1038 |
| 道路の供用開始（ " ）.....            | 1038 |
| 開発行為に関する工事の完了.....           | 1039 |

### 選挙管理委員会告示

|                             |      |
|-----------------------------|------|
| 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... | 1039 |
| 不在者投票のできる施設の指定.....         | 1039 |

### 任 免 辞 令

|                   |      |
|-------------------|------|
| 佐々木 宣良.....       | 1039 |
| 塩坂 孝彦外.....       | 1039 |
| 公営企業任免辞令（2件）..... | 1039 |

### 正 誤

平成16年9月24日付け第1595号愛媛県告示第2005号（開発行為に関する工事の完了）中.....1039

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第2102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、松山市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は松山市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加戸守行

| 新たに生じた土地の所在      | 面積<br>(平方メートル) |
|------------------|----------------|
| 松山市泊町89及び91の2の地先 | 578.52         |

#### ○愛媛県告示第2103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加戸守行

| 町の名称 | 左記の区域に編入する新たに生じた土地 |         | 面積<br>(平方メートル) |
|------|--------------------|---------|----------------|
|      | 区                  | 域       |                |
| 泊町   | 松山市泊町89及び91の2の地先   | 公有水面埋立地 | 578.52         |

#### ○愛媛県告示第2104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、松山市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は松山市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加戸守行

| 新たに生じた土地の所在                         | 面積<br>(平方メートル) |
|-------------------------------------|----------------|
| 松山市泊町1456の1、1456の2及び1457から1459までの地先 | 1,822.25       |

#### ○愛媛県告示第2105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加戸守行

| 町の名称 | 左記の区域に編入する新たに生じた土地                  |         | 面積<br>(平方メートル) |
|------|-------------------------------------|---------|----------------|
|      | 区                                   | 域       |                |
| 泊町   | 松山市泊町1456の1、1456の2及び1457から1459までの地先 | 公有水面埋立地 | 1,822.25       |

#### ○愛媛県告示第2106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、松山市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は松山市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 新たに生じた土地の所在    | 面 積<br>(平方メートル) |
|----------------|-----------------|
| 松山市門田町762の1の地先 | 916.98          |

## ○愛媛県告示第2107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 町の名称 | 左記の区域に編入する新たに生じた土地    |   | 面 積<br>(平方メートル) |
|------|-----------------------|---|-----------------|
|      | 区                     | 域 |                 |
| 門田町  | 松山市門田町762の1の地先公有水面埋立地 |   | 916.98          |

## ○愛媛県告示第2108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、松山市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は松山市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 新たに生じた土地の所在           | 面 積<br>(平方メートル) |
|-----------------------|-----------------|
| 松山市由良町乙210の1及び乙227の地先 | 1,471.50        |

## ○愛媛県告示第2109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 町の名称 | 左記の区域に編入する新たに生じた土地           |   | 面 積<br>(平方メートル) |
|------|------------------------------|---|-----------------|
|      | 区                            | 域 |                 |
| 由良町  | 松山市由良町乙210の1及び乙227の地先公有水面埋立地 |   | 1,471.50        |

## ○愛媛県告示第2110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、双海町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は双海町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 新たに生じた土地の所在   | 面 積<br>(平方メートル) |
|---|-----------------|
| 双海町大字上灘字外堀甲5742の1、甲5743の2、甲5744の3、甲5748の4及び甲5750の3の地先 | 130.73          |

## ○愛媛県告示第2111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、双海町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 字の名称       | 左記の区域に編入する新たに生じた土地   |   | 面 積<br>(平方メートル) |
|------------|--|---|-----------------|
|            | 区  | 域 |                 |
| 大字 上灘 字 外堀 | 双海町大字上灘字外堀甲5742の1、甲5743の2、甲5744の3、甲5748の4及び甲5750の3の地先公有水面埋立地 |   | 130.73          |

## ○愛媛県告示第2112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、岩城村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・大畠地区）の施行に平成16年9月30日同意した。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第2113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、上浦町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・三角地区）の施行に平成16年9月30日同意した。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第2114号

農業災害補償法による知事が定める基準（昭和39年1月愛媛県告示第50号）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表水稻の項区域の欄中「、東予市」及び「、周桑郡」を削る。

## ○愛媛県告示第2115号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所  
喜多郡内子町大瀬中央5287の2
- 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備  
3 解除の理由  
農道用地とするため

○愛媛県告示第2116号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加戸守行

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 燧特区第134号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類    | 漁業の名称    | 漁業時期           |
|---------|----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(イ) 漁場の位置 越智郡波方町小部地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点A 越智郡波方町小部小部漁港中央物揚場北西角

B 越智郡波方町小部小部漁港中央物揚場南西角

C 越智郡波方町小部小部漁港沖防波堤北東角

D Cから防波堤沿いに南へ50メートルの標識

E Cから防波堤沿いに南へ434.6メートルの標識

点ア AからD見通し170メートルの点

イ AからD見通し120.6メートルの点

ウ BからE見通し88.8メートルの点

エ BからE見通し119.3メートルの点

ウ 地元地区 越智郡波方町小部地区

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(2) ア 免許番号 燧特区第135号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類    | 漁業の名称    | 漁業時期           |
|---------|----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(イ) 漁場の位置 越智郡波方町小部地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点A 越智郡波方町小部小部漁港防波堤北角

B Aから防波堤沿いに南へ160メートルの標識

C 越智郡波方町小部小部漁港西防波堤南東角

D Cから防波堤沿いに北へ30メートルの標識

E Cから防波堤沿いに北へ185メートルの標識

点ア AからE見通し218.9メートルの点

イ AからE見通し183.9メートルの点

ウ BからD見通し211.8メートルの点

エ BからD見通し246.8メートルの点

ウ 地元地区 越智郡波方町小部地区

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

2 免許予定日

平成17年1月1日

3 申請期間

平成16年10月15日から平成16年12月10日まで

4 存続期間

平成17年1月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第2117号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加戸守行

| 随意契約に係る特定役務の名称及び数量   | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地                      | 随意契約の相手方を決定した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所                | 随意契約に係る契約金額 | 随意契約にした理由  |
|----------------------|--|----------------|--------------------------------|-------------|--|
| 愛媛県電子入札システム構築委託業務 一式 | 愛媛県土木部管理局土木管理課技術企画室技術情報係<br>愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 平成16年10月7日     | 日本電気株式会社松山支店<br>松山市一番町一丁目15番地2 | 86,362,500円 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。 |

○愛媛県告示第2118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                                    | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員      | 延 長             | 備 考 |
|-------|-------|--|----------|-------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 丹原小松線 | 周桑郡丹原町大字明穂乙40番5地先から<br>同町大字長野463番2地先まで | 旧        | メートル<br>15.4~29.0 | キロメートル<br>0.216 |     |
|       |       |  | 新        | 15.4~22.0         | 0.216           |     |

## ○愛媛県告示第2119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名   | 供 用 開 始 の 区 間                          | 供用開始の日      |
|-------|-------|--|-------------|
| 県 道   | 丹原小松線 | 周桑郡丹原町大字明穂乙40番5地先から<br>同町大字長野463番2地先まで | 平成16年10月15日 |

## ○愛媛県告示第2120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名    | 区 間                                | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員     | 延 長             | 備 考 |
|-------|--------|------------------------------------|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 六軒家石手線 | 松山市祝谷一丁目486番4から<br>同市道後湯之町1657番3まで | 旧        | メートル<br>5.2~19.9 | キロメートル<br>0.327 |     |
|       |        |                                    | 新        | 11.0~19.9        | 0.327           |     |

## ○愛媛県告示第2121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                             | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員     | 延 長             | 備 考 |
|-------|-------|---------------------------------|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 長浜中村線 | 喜多郡長浜町大字柴甲1376番から<br>同大字甲823番まで | 旧        | メートル<br>4.5~14.0 | キロメートル<br>0.345 |     |
|       |       |                                 | 新        | 11.0~37.0        | 0.345           |     |

## ○愛媛県告示第2122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名   | 供 用 開 始 の 区 間                   | 供用開始の日      |
|-------|-------|---------------------------------|-------------|
| 県 道   | 長浜中村線 | 喜多郡長浜町大字柴甲1376番から<br>同大字甲823番まで | 平成16年10月15日 |

○愛媛県告示第2123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年10月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

|                              |   |                                      |
|------------------------------|---|--------------------------------------|
| 検査済証の番号及び交付年月日               | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称   | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                     |
| 16松局伊土検（開）第34号<br>平成16年10月1日 | 伊予郡砥部町重光246番3、246番6、246番7、246番8、247番1、247番4、247番5、247番6、247番9及び247番10 | 松山市河原町5番地6<br>株式会社 キクチ<br>代表取締役 菊池孝光 |

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による直接請求（愛媛県議会議員松山市・温泉郡選挙区及び同東温市選挙区の議員の解職請求に限る。）の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成16年10月15日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤 山 薫

| 選挙区別    | 選挙権を有する者の総数 | 同左の3分の1の数 |
|---------|-------------|-----------|
| 松山市・温泉郡 | 387,571     | 129,191   |
| 東 温 市   | 27,623      | 9,208     |

○愛媛県選挙管理委員会告示第80号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成16年10月15日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤 山 薫

| 施設の種類 | 施設の名称             | 所在地           |
|-------|-------------------|---------------|
| 病院    | 財団法人創精会<br>松山記念病院 | 松山市美沢一丁目10-38 |

任 免 辞 令

○任免辞令

9月23日

愛媛県技術吏員 佐々木 宣 良

死亡

○任免辞令

9月30日

愛媛県公立学校教員 塩 坂 孝 彦

愛媛県事務吏員 渡 邊 理 香

願により本職を免ずる（各通）

10月1日

村 上 学

愛媛県公立学校教員に任命する  
愛媛県立医療技術大学講師を命ずる  
兼ねて愛媛県立医療技術短期大学講師を命ずる

○公営企業任免辞令

9月30日

愛媛県事務吏員 新 谷 久 恵  
 愛媛県技術吏員 大 畑 佳 裕  
 同 瀬 名 波 良 永  
 同 東 野 博  
 同 川 口 幸 代  
 同 岩 本 征 代  
 同 山 本 唱 子  
 同 井 上 寿 美  
 同 越 智 麻 弥

願により本職を免ずる（各通）

○公営企業任免辞令

10月1日

長 尾 充 展

愛媛県技術吏員に任命する  
医療職（一）2級を命ずる  
県立今治病院放射線科医長を命ずる

清 水 晃

愛媛県技術吏員に任命する  
医療職（一）1級を命ずる  
技師を命ずる  
県立中央病院勤務を命ずる

正 誤

○正 誤

平成16年9月24日付け第1595号愛媛県告示第2005号（開発行為に関する工事の完了）中

| ページ | 箇所                           | 誤     | 正     |
|-----|------------------------------|-------|-------|
| 965 | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称の欄中 | 伊予郡   | 伊予市   |
| 965 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名の欄中          | 阿部 悦雄 | 岡部 悦雄 |

